

件名	東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事				
----	---------------------	--	--	--	--

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	質問書B(技術提案書等に関する質問)	参考見積書	5-2（様式7 参考見積書）	参考見積書（様式7）の作成にあたり、設計業務及び工事費の積算について、適用する積算基準、歩掛及び単価体系の考え方についてご教示ください。 また、積算基準、適用歩掛、単価体系（材料単価・労務単価）、施工条件設定（作業時間帯、交通規制条件等）等の統一された条件以外に考慮すべき事項があればご教示ください。 あわせて、技術提案に基づき数量や施工条件が変動する場合における積算上の取扱いについてもご教示願います。	設計業務及び工事費の積算について、適用する積算基準、歩掛及び単価体系の考え方について定めはありません。御社の技術提案内容及び施工計画に基づき費用を計上ください。 また、御社の技術提案内容及び施工計画に、統一された条件以外に考慮すべき事項があれば考慮ください。 あわせて、技術提案に基づき数量や施工条件が変動する場合はそれを含んだ費用を計上ください。
2	質問書B(技術提案書等に関する質問)	入札公告（説明書）5-1. 技術提案の評価項目	入札公告（説明書） 5-1. 技術提案の評価項目	技術提案「設計業務の実施方法及び実施体制に関する提案」において、「設計業務」とは、実施設計 特記仕様書（案）の「1-2-4主な履行内容」に示される業務区分のうち、施工計画検討と詳細設計が該当するとの認識でよろしいでしょうか。	「設計業務」とは、「実施設計」にかかるすべての項目を対象とお考え下さい。
3	質問書B(技術提案書等に関する質問)	入札公告（説明書）5-1. 技術提案の評価項目	入札公告（説明書） 5-1. 技術提案の評価項目	技術提案「実施設計及び工事の費用抑制に有効な施工計画等の提案能力」において、「実施設計」とは、実施設計 特記仕様書（案）の「1-2-4主な履行内容」に示される業務区分の全てが該当するとの認識でよろしいでしょうか。	実施設計に関わる、すべての項目を対象とお考え下さい。
4	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	1-2-4主な履行内容	実施設計 特記仕様書（案）の「1-2-4主な履行内容」において、「詳細設計」には鋼製橋脚に関する内容のみが記載されておりますが、RC橋脚の耐震補強設計は、詳細設計完了との認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
5	質問書B(技術提案書等に関する質問)	入札公告（説明書）5-1. 技術提案の評価項目	5-1. (2) 技術提案の評価基準 一覧表 主たる事業課題に対する提案能力 実施設計後及び工事の費用抑制に有効な施工計画等の提案能力	評価基準の優評価欄に「提案を踏まえた概算額が算出されており」と記載されていますが、概算額とは、不確定要素に対するリスク低減効果見込額ではなく、提案を履行するための概算額との認識でよいでしょうか？ また、この概算額は技術提案書式（様式5-4）に示し、参考見積書（工事：様式7-1、設計：様式7-2）にも反映するものとの認識でよいでしょうか？	提案を履行するための概算額です。また、参考見積書に反映してください。なお、技術提案様式への記載に関する指定はございません。
6	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	2-7-2 詳細設計	鋼製橋脚耐震補強設計は基本設計完了後の詳細設計と示されています。ここでは、動的解析の実施について記載がありませんが、補強後の鋼製橋脚の断面の照査について、動的解析を実施し断面力などを再算出する必要はないでしょうか？	詳細設計の結果、動的解析を監督員が必要と認めた場合、別途協議いたします。

質問書様式

別紙

件名	東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事
----	---------------------

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質 問 事 項	回答（発注者使用欄）
7	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	01_基本条件書 2P/6P 小項目「施工方法」	「施工に際して既設道路施設物等の撤去・移設が必要な場合は、代替施設および復旧を検討すること。」と記載がございますが、排水管については撤去した部材の復旧ではなく、新設部材の取付と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考え下さい。
8	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	01_基本条件書 2P/6P 小項目「施工方法」	「施工に際して既設道路施設物等の撤去・移設が必要な場合は、代替施設および復旧を検討すること。」と記載がございますが、排水管以外については撤去した部材の復旧と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考え下さい。
9	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	02_基本条件書 添付資料 48P/52P 別紙-7 参考撤去数量	基本条件書 添付資料の質問は受け付けないとのことですが、記載内容に間違いが無いかをご教示ください。 参考撤去数量のコンクリートシール復旧工において、記載の単位は「m3」となっておりますが、土木工事共通仕様書18-10-3 数量の検測 によると、「コンクリートシール工の数量の検測は、設計数量（m2）で行うものとする」と記載がございます。 単位は「m2」が正しいという認識でよろしいでしょうか。	本項目の単位は設計数量（m3）です。
10	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	01_基本条件書 2P/6P 小項目「施工方法」	「施工に際して既設道路施設物等の撤去・移設が必要な場合は、代替施設および復旧を検討すること。」と記載がございますが、撤去部材については保管後に再設置する考えで、材料の新規製作は想定していないとの認識でよろしいでしょうか。	そのとおりお考え下さい。
11	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	2-7 構造物設計 2-7-2 詳細設計	「詳細設計の内、本特記仕様書2-7-2(1) 橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚及び2-7-2(2) 落橋防止構造物 鋼製橋脚は基本設計完了後の詳細設計とする。」と記載がありますが、詳細設計には動的解析実施も含まれますか？それとも、基本設計の業務において既に動的解析は実施済みでしょうか。	基本設計の業務において既に動的解析は実施済みですが、詳細設計の結果、動的解析を監督員が必要と認めた場合、別途協議いたします。
12	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	3-2 設計図書の変更及び追加について	詳細設計時に動的解析の実施が必要になった場合は本節で記載の「構造物設計におけるFEM解析等の追加」に該当しますか。	「構造物設計におけるFEM解析等の追加」に該当しませんが、詳細設計の結果、動的解析を監督員が必要と認めた場合、別途協議いたします。

質問書様式

別紙

件名	東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事				
----	---------------------	--	--	--	--

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
13	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	3-2 設計図書の変更及び追加について	施工計画に基づき詳細設計時に動的解析の実施が必要になった場合は、本節で記載の「施工計画に基づく橋脚補強設計等の変更及び追加」に該当しますか。	「施工計画に基づく橋脚補強設計等の変更及び追加」に該当しませんが、詳細設計の結果、動的解析を監督員が必要と認めた場合、別途協議いたします。
14	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	2-7-2 (1)	炭素繊維シートによる梁補強を設計対象とする橋脚について、現時点で参考にする標準図があればお示し願います。	標準図はお示しできません。
15	質問書B(技術提案書等に関する質問)	参考見積書	(1)※2及び※3	基本条件書 添付資料 別紙-5及び別紙-7にかかる費用を別途計上するとの記載がありますが、同別紙-8にかかる費用は別途計上しないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考え下さい。
16	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	添付資料別紙-7	「和光北IC Cランプ橋」識別番号P10Lについて、当該橋脚の立面図をお示し願います。	参考図「15/151」「17/151」をご確認ください。
17	質問書B(技術提案書等に関する質問)	参考見積書	様式7-1 1/7ページ ※4	「設計完了後に行う工事契約の価格交渉に活用する」との記載は、当方が提示する価格について、その後の工事請負価格を拘束するものではないと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
18	質問書B(技術提案書等に関する質問)	入札公告（説明書）5-1. 技術提案の評価項目	5. 技術提案書 5-1. 技術提案の評価項目 (1) 技術提案の評価項目等	特別対応想定箇所の条件設定に関わる基本的な考え方をご教示願います。	入札公告（説明書）及び基本条件書_添付資料に示しているとおりです。
19	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	大泉JCTBランプ橋-設計・施工条件	「P1橋脚の施工は、桁下空間の占用物（管理者：練馬区）への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。また、練馬区との協議より、占用物に施工影響が及ぶ場合の撤去・移設は占用者の練馬区が行うこととし、占用物の撤去・移設完了まで2年から3年を要する。」と記載の占用物について、具体的にご教示願います。	御社の施工計画に基づきお考え下さい。
20	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	和光高架橋・和光北IC Cランプ橋	「東京外環プロジェクトと重複、隣接している」との記載は、ベルトコンベア（桁・架台）の撤去、盛替、復旧についての設計・施工は、東京外環プロジェクトの管轄範囲でしょうか。異なる場合は、今回の工事の範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。	本工事には含まれないものとしてお考え下さい。
21	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	1-2-4 主な履行内容	RC橋脚に関する構造物設計は履行範囲外となっておりますが、詳細設計の照査をした結果、RC橋脚の構造物設計の計算結果や構造細目事項に不備が見られ、修正が必要な場合は、詳細設計業務の設計者が修正業務を行いますか？異なる場合は、受注者が実施設計業務内で履行内容を追加して実施すると考えてよろしいでしょうか。	「実施設計 特記仕様書（案）1-15 三者協議会について」に基づき三者協議会を開催し、対応を決定します。
22	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	1-2-4 主な履行内容	RC橋脚に関しては施工計画のみとなっております。しかし、特殊な条件ではなく一般的な標準工法が適用できる箇所において、全く施工ができない設計が計上されていた場合は、過年度の詳細設計の再検討との位置付けとなるか。異なる場合は、今回の業務の範囲となるかご教示願います。	「実施設計 特記仕様書（案）1-15 三者協議会について」に基づき三者協議会を開催し、対応を決定します。
23	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	2-7-2 詳細設計	金抜設計書に耐震補強動的解析の記載がございませんが、動的解析の費用は別途お見込みと考えてよろしいでしょうか。異なる場合、動的解析を実施する費用はそれ見込んだ参考見積書を提出すると考えてよろしいでしょうか。後者の場合、詳細設計の細目に含めるのかご教示願います。	基本設計の業務において既に耐震補強動的解析は実施済みです。